

スターキャットくらし安心サポート利用規約

第1章 スターキャットくらし安心サポート

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「SC」という)は、「スターキャットくらし安心サポート利用規約」(以下「本規約」という)に基づき、「くらし安心サポート」(以下「本サービス」という)を提供するものとします。

第1条 (規約等の適用)

1. 本規約は、SCが提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用を希望し、加入申込をした者(以下「加入者」という)は、本規約を遵守するものとします。
2. SCは、本サービスの運營業務の一部を、提携事業者及び業務委託先(以下「提供会社」という)に委託することが出来ます。
3. SCは、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとします。

第2条 (提供するサービス)

1. サービス内容およびその利用条件を第2章に定める「スターキャットくらし安心サポート ホームレスキュー」
2. サービス内容およびその利用条件を第3章に定める「スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー」

第3条 (提供条件)

1. 本サービスの提供は、SCの提供する下表に定めるいずれかのサービス、もしくは株式会社コミュニティネットワークセンターが提供する下表に定めるいずれかのサービスに加入されている方に限られるものとします。

(SCの提供する対象サービス)

テレビサービス	デジタルマックス、デジタル劇スポ、デジタルレギュラー、デジタルライト、デジタルミニ、施設利用サービス(戸建のみ) (※1)
電話サービス	ケーブルプラス電話

(※1) 楽録ブルーレイ(マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ)、楽録DVD(マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ)、楽録(マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ)を含みます。

(株式会社コミュニティネットワークセンターの提供する対象サービス)

インターネットサービス	2Gコース、2G2年約束手続き、1Gコース、1G2年約束手続き、300Mコース、300M2年約束手続き、120Mコース、120M2年約束手続き、100Mコース、30Mコース、10Mコース
-------------	---

2. 前項で定めるサービスいずれかの契約の解除があった場合には、本サービスの加入契約は終了するものとし、なお、契約終了に伴う条件については、第7条の規定によるものとし、
3. SCは本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準ずる団体への提供は行わないものとし、

第4条（契約の申込）

1. 本サービスの加入契約は加入申込者が、予め本規約を承認しSC所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出しSCが承諾したときに成立するものとし、
2. 本条第1項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申し込みの場合は、加入申込者はSCが別に定める手続きにしたがって加入申込をするものとし、
3. SCは加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
 - (1) 加入申込者が、サービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (2) 加入申込者が、本規約に違反する恐れがあると認められる場合。
 - (3) 加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
 - (4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に属すると判明した場合。
 - (5) その他SCの業務の遂行上著しい支障がある場合。

第5条（契約の成立）

1. 第3条第1項で定めるサービスと同時に本サービスを申し込みの場合、いずれかのサービスの契約成立日をもって本サービスの加入契約も成立するものとし、
2. 第3条第1項で定めるサービスの加入契約成立後に本サービスを申し込みの場合、SCが申し込みを受理し、当該申し込みを承諾したときに加入契約が成立するものとし、

第6条（加入契約の撤回等）

1. 加入申込者は、加入申込み日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回又は当該加入契約の解除（以下「加入申し込みの撤回等」という）を行うことができるものとし、
2. 前項の規定による加入申し込みの撤回等は、同項の書面がSCに到着した日にその効力を生じるものとし、
3. 第1項の規定により契約の申込の撤回を行った者は、実際に支払った本契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申し込みの撤回等をする意思をもって契約の申込を行ったとき等、契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の主旨に反していると明らかに認められる場合は、この限りではありません。
4. 第1項の規定に関わらず契約後、本サービスを利用された場合には、加入申込者はそのサポートに要したすべての費用を負担するものとし、
5. 前1～4項の規定の他、加入申込者が「スターキャットくらし安心サポート提供に関する特定商取

引法に基づく表示」の書面を受領する以前で、かつ本サービスを利用されていない場合には、加入申込者はＳＣに対し、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合は、ＳＣは加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第7条（解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙によりＳＣに届け出るものとします。
2. 加入者は、別に定める料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、ＳＣは日割り計算による精算には応じません。
3. ＳＣは、本サービスの提供が困難な場合、ＳＣは加入者にあらかじめ理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
4. 加入契約を解約及び解除した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の賠償責任及び義務は失効しないものとします。

第8条（義務違反によるサービスの停止又は解除）

1. ＳＣは、別に定める料金が支払期日を経過してもなお支払われない場合、若しくは支払いを怠る恐れがある場合、その他本規約又は提供会社が別途定める「サービス利用規約」に違反したと認められる場合には、加入者に催告無しに本サービスの停止をすることができるものとします。また、加入者に催告の上、加入契約を解除することができるものとします。
2. ＳＣは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いてＳＣ及び提供会社の信用を毀損し又はＳＣ及び提供会社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
3. 契約解除となった場合、ＳＣは加入者が被った損害を賠償する責を負わないものとします。

第9条（サービスの利用一時休止）

加入者は、サービスの利用一時休止はできないものとします。

第10条（利用料金）

1. 加入者は、別表1に定める利用料金をＳＣが指定する期日までにＳＣが指定する方法により支払うものとします。
2. ＳＣは、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知するものとします。

第11条（消費税）

加入者がＳＣに対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるとき、加入者は、Ｓ

Cに対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第12条（料金の計算）

1. 利用料金の計算は1ヶ月単位とします。
2. 料金計算の開始は提供サービスを始めた月とし、終了は契約の解約又は解除の月とします。
3. 加入契約料及び手数料等の発生があった場合は本条第1項の金額に合算するものとします。

第13条（延滞金）

加入者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利14.6%の割合による延滞金をSCに支払うものとします。

第14条（本サービスの中止）

1. SCは、加入者が次のいずれかに該当するとSCが判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該加入者に対し本サービス提供停止、又は本サービスの利用資格の取消しをすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、SCは一切の責任を負わないものとします。
 - (1) SCへの届け出内容に虚偽があった事が判明した場合
 - (2) 本サービス提供を妨害した場合
 - (3) 本規約又は提供会社サービス利用規約等のいずれかに違反した場合
 - (4) 本サービス利用に関連して、SC又は提供会社、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかな場合
 - (5) その他、SCが加入者として不適切と判断した場合

第15条（料金の支払い方法）

1. 加入者がSCに支払う費用の支払方法は、口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は、双方の合意に基づく方法によるものとします。
2. SCは、加入者がSCに支払う料金について、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。
3. 加入者は、前項の料金をSCの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第16条（料金の返還）

SCは、原則として利用料金の返還は行わないものとします。ただし、SC側の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用できない状態を生じ、かつ、SCが当該状態を知ったときから起算して月のうち連続して10日以上当該状態が継続した場合は、当該月分の利用料金を無料とします。

第17条（免責事項）

1. SCは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。これにより加入者又は第三者に損害が発生した場合においてもSCは一

切の責任を負わないものとします。

(1) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電及びその他不可効力により本サービスを提供できない場合

(2) その他、S Cが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. S Cは、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、S Cが適当と判断する方法で事前に参加者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではないものとします。
3. S Cは、事前にS Cが適当と認める方法で参加者に周知することにより、何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、又は全部もしくは一部を中止することができます。これにより参加者又は第三者に損害が発生した場合であっても、S Cはその責任を一切負わないものとします。
4. 参加者が本サービスの利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、S Cは、一切の責任を負わないものとし、参加者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害又は損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、S Cに何ら負担が生じることのないようにするものとします。
5. 参加者が本規約に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によってS Cに損害を与えた場合、S Cは、当該参加者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第18条 (個人情報の利用)

1. 参加者が本サービスを利用する過程において、S Cが知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、S Cが指針第28条に基づいて定めるS Cの個人情報保護方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. S Cの個人情報保護方針及び個人情報の取扱いに関して、S Cのホームページ(<http://www.starcat.co.jp>)において公表します。
3. 参加者は、個人を識別することができる情報(個人情報)ならびに本サービスの利用履歴等(履歴情報)を、S Cが次の目的で収集及び利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本サービス契約の締結
 - (2) 本サービス料金の請求
 - (3) 本サービスに関する情報の提供
 - (4) 本サービスの向上を目的とした調査
 - (5) アフターサービス
 - (6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
 - (7) 本サービス及びS Cが提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
 - (8) 業務の一部をS Cが別途指定する者(提供会社、金融機関、配送業者、工事業者及び行政機関)に委託する場合
4. 第3項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。なお、利用動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

5. SCは、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、又は本サービスの運営やSCの権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する情報を自ら利用し、又は警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。
6. 個人情報を提供いただけない場合、本サービスの申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。
7. お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関して下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。
8. SCの個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先
個人情報の照会・訂正・削除・提供の停止 営業部 TEL 052-231-2310
個人情報の苦情相談窓口 管理部 TEL 052-231-2398
個人情報保護管理者 常務取締役
9. SCは認定個人情報保護団体である財団法人放送セキュリティセンターの対象事業者です。SCの個人情報の取扱いに関する苦情については以下へ解決の申し出をすることもできます。
個人情報保護センター（財団法人放送セキュリティセンター内） TEL 03-5213-4714
10. SCは、SCが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知し、その事実関係及び再発防止対策につき公表します。ただし指針第29条第4項に該当する場合はこの限りではありません。

第19条（知的財産権の帰属）

1. 本サービス上で提供される全ての知的財産権は、すべてSCに帰属します。
2. 加入者がアンケート等でSCに回答した内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全てSCに帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第20条（権利義務の譲渡等の禁止）

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第21条（加入契約申込書記載事項の変更）

1. 加入者は、サービス内容の変更を希望する場合、事前にSC所定の方法により申し出るものとし、SCはそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。
2. 加入者が前項の規定により変更する場合、SCは第5条（契約の成立）の規定に準じて取扱うものとし、
3. 本サービスの申し込みにあたり加入契約申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、加入者はSC所定の方法により、速やかに登録内容の変更をしなければならないものとし、当該登録内容の変更がなかったことで加入者が不利益、損害等を被った場合でも、SCは加入者に対し一切責任を負

わないものとしします。

4. 加入者が登録内容の変更をしないことにより、S Cから本サービス加入者向けに送信した書面又はメールが加入者に到達しなかった場合でも、S Cは当該書面又はメールを発送した時点で、これらが加入者に到達したものとみなします。

第22条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、S C及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしします。

第23条 (国内法への準拠)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約に関する一切の紛争等については、訴訟額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所としします。

第24条 (規約の改定)

1. S Cは、本規約を改定することがあります。なお、規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとしします。
2. S Cは特に必要があるときには、この規約に特約を付することができます。

第2章 スターキャットくらし安心サポート ホームレスキュー

第25条 (サービス内容)

スターキャットくらし安心サポート ホームレスキュー(以下「ホームレスキュー」という)は、加入者又はその同居家族(以下、加入者とあわせて「加入者等」という)からの連絡を受け、第26条に定めるサービスを提供するためS Cの業務委託先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社または同社の業務再委託先(以下これらを総称して「ホームレスキュー提供会社」という)が出動するサービスをいいます。

第26条 (ホームレスキュー)

1. ホームレスキューは、加入者等が専用フリーコールに自ら電話し、S C所定の事項を申告し、本条第2項乃至第4項に定める対象サービスをホームレスキュー提供会社に要請することにより利用可能となるサービスとなります。
2. S C又はホームレスキュー提供会社は、次の各号のトラブルが生じたとき加入者等に対してトラブル解決及び在宅確認のための駆けつけサービス(以下「駆けつけサポート」という)を提供します。
 - (1) カギのトラブル
 - (2) 水まわりのトラブル
 - (3) ガラスのトラブル
 - (4) 電気のトラブル

(5) 建具のトラブル

(6) 在宅確認

3. SC又はホームレスキュー提供会社は、加入者等に対して、業務提携先を通じて、ハウスクリーニングサービス、家事代行サービス、衣類及び靴の宅配クリーニングサービス（以下、総称して「ハウスキーピングサービス」という）を提供します。なお、サービスの詳細につきましては、原則として、業務提携先の規約が適用されます。
4. SC又はホームレスキュー提供会社は、加入者等の近隣情報の案内、健康・医療相談、パソコン・電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービス（以下、総称して「暮らしの相談サービス」という）に関して、必要な手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、加入者等の求めに応じ、SC又はホームレスキュー提供会社が加入者等に対して電話にて情報の提供を行うことで、トラブル解決のサポートを行います。

第27条（ホームレスキューの免責事項）

1. SC又はホームレスキュー提供会社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりホームレスキューの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 加入者等以外の者からの依頼によるものと判明した場合
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼の場合
 - (3) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名がSC又はホームレスキュー提供会社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - (4) 依頼を受けた住所がSC又はホームレスキュー提供会社に届出のある住所とは異なる場合
 - (5) 加入者等の立会いがない場合（ただし、加入者等以外が立ち会うときはSC又はホームレスキュー提供会社の定める手続による本人の確認、承諾が必要です。）
 - (6) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
 - (7) 加入者等がホームレスキューを規約外の目的で利用しようとした場合
 - (8) ホームレスキュー利用時において、SC又はホームレスキュー提供会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、SC又はホームレスキュー提供会社の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
 - (9) 加入者等の対応、態度、行動等から判断し、SC又はホームレスキュー提供会社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (10) ホームレスキューの提供を行う際に、SC又はホームレスキュー提供会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - (11) その他SC又はホームレスキュー提供会社が加入者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
2. SC及びホームレスキュー提供会社は、加入者等に対して、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第28条（カギのトラブルにおける免責事項）

1. カギのトラブルに関して、前条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 車等の開錠作業を行う場合に、車検証の提示がない場合
- (2) 賃貸物件、分譲物件において、家主、管理会社などに確認が取れない場合
- (3) 集合住宅のエントランスなど共有部分の作業
- (4) 特殊なカギの形状の場合（外国産ウエーブキー等も含む）
- (5) 登録住所敷地外に駐車している車やバイク等の開錠
- (6) 合鍵の作成
- (7) 業務用金庫の開錠作業
- (8) 電気錠取付工事等

2. カギのトラブルに関して、加入者等に対してホームレスキュー提供会社が加入者等の運転免許証等の顔写真付公的身分証明書を確認し、加入者等の名義と一致することを確認した上で開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した加入者等、居住者又は第三者との間で生じたトラブルについては、すべて加入者で解決するものとします。

第29条（水まわりのトラブルにおける免責事項）

水まわりのトラブルに関して、第27条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
- (2) 貯水槽等、集合住宅の共有部分にあたる箇所のトラブル
- (3) ガス給湯器のガス部分、シャワートイレの電気系統等の対応不能部分

第30条（ガラスのトラブルにおける免責事項）

ガラスのトラブルに関して、第27条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) ガラスを外すことが出来ない箇所や商品
- (2) ガラス撤去のみの作業
- (3) お手持ちのガラス加工や移設

第31条（電気のトラブルにおける提供範囲）

電気のトラブルにおけるサービス提供範囲は、加入者の専有部分における電気設備巡回目視等ホームレスキュー提供会社が定める電気機器（室内照明、コンセント、エアコン、ブレーカー）への対応業務に限ります。

第32条（建具のトラブルにおける提供範囲）

建具のトラブルにおけるサービス提供範囲は、加入者の専有部分における室内建具の丁番調整・位置調整・ビス増し締め等の対応業務に限ります。

第33条（在宅確認サービスにおける免責事項）

1. 在宅確認サービスはあくまで在宅の有無を確認するものであり、安否確認ではありません。
2. 在宅確認サービスに関して、第27条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 玄関の開錠を希望する場合
 - (2) 玄関前の対応以外の対応を希望する場合
 - (3) 会員の一親等以内の親族以外からの依頼
 - (4) 在宅確認サービス本来の目的から逸脱した利用方法であるとSC又はホームレスキュー提供会社が判断した場合

第34条（暮らしの相談サービスにおける免責事項）

1. 暮らしの相談サービスにおいてSC又はホームレスキュー提供会社が加入者等に提供した情報は、加入者等がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、加入者等に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、加入者等の自己責任のもと加入者等に帰属するものとします。
2. SC又はホームレスキュー提供会社は、暮らしの相談サービスからの情報に基づき加入者等または第三者に発生した損害（他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び暮らしの相談サービスを利用できなかったことにより加入者等または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第35条（ホームレスキューの利用料金）

1. 加入者が駆けつけサポートを利用するときは、無償又は別表2「スターキャットくらし安心サポート ホームレスキュー サービス内容」に定める加入者向け特別価格の料金にて利用することができるものとします。ホームレスキュー提供会社は、必要に応じて、かかる料金他に作業料金・部品代等の費用を加入者に請求することができるものとします。
2. ハウスキーピングサービスに関しては、ホームレスキューの加入者等であること、業務提携先の規約を遵守することを条件に、ホームレスキュー提供会社の業務提携先が提示する料金より30%の割引となります。
3. 暮らしの相談サービスに関しては、ホームレスキューの加入者等であることを条件に無償で利用することができるものとします。ただし、暮らしの相談サービスによる情報提供後に生じる以下の費用については、加入者本人のご負担となります。
 - (1) 書類申請等にかかる費用等
 - (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - (3) パソコン・電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスの情報提供後の費用
 - (4) その他、紛争解決のために発生する費用

第3章 スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー

第36条（サービス内容）

スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキューは、加入者等からの連絡を受け、第37条に定めるサービスを提供するためSCの業務委託先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社または同社の業務再委託先（以下、これらを総称して「自転車レスキュー提供会社」という）が出動するサービスをいいます。

第37条（自転車修理サービス）

1. 自転車修理サービスは、加入者等が専用フリーコールに自ら電話し、SC所定の事項を申告して故障地点（本条第4項に定義する。以下同じ。）へ自転車レスキュー提供会社の出動を要請することにより利用可能となる、自転車レスキュー提供会社が対象自転車（本条第3項に定義する。以下同じ。）を故障地点で修理するサービスをいいます。
2. 自転車修理サービスは別表3「スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー サービス内容」に定めるものとします。
3. 対象自転車とは、加入者等が現に使用している自転車（業務用自転車、競技用自転車を除く。）とし、所有者を問いません。ただし、自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は対象自転車に含まれません。
4. 故障地点とは、別途自転車レスキュー提供会社が指定するサービス対象地域内に所在する、対象自転車が故障した場所をいいます。なお、加入者等は、自転車レスキュー提供会社の出動場所として上記サービス対象地域内の特定の場所を指定することができます。

第38条（利用条件等）

加入者は、自転車レスキュー提供会社の出動要請を行う加入者等が未成年者である場合、自転車修理サービスの利用について親権者の同意が得られた場合に限り、自転車レスキュー提供会社による自転車修理サービスを利用できることについて予め同意するものとします。

第39条（自転車レスキューの免責事項）

1. 本サービスは予約制です。加入者等の希望の日時をお伺いし対応します。ただし、SC又は自転車レスキュー提供会社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由により自転車レスキューの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 加入者等以外の依頼
 - (2) 加入者等の故意または重大な過失に起因する修理依頼
 - (3) 暴風雨・暴風雪・地震など天変地異、戦争、外国による武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動、担当者の作業状況、部品等の調達状況、天候、時間帯（夜間、深夜、早朝等）交通事情等やむを得ない事情により、作業及び訪問が困難だとSC又は自転車レスキュー提供会社が判断した場合
 - (4) 対象自転車の故障等が交通事故に起因するものである場合
 - (5) 自転車修理サービスを提供することが社会通念上不可能な程度に対象自転車が損壊している場合
 - (6) 改造、特殊構造等により、対象自転車が修理困難な状況にあるとSC又は自転車レスキュー

提供会社が判断した場合

- (7) 別表3「スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー サービス内容」に規定する以外のサービス提供依頼
- (8) 別途自転車レスキュー提供会社が指定するサービス対象地域以外でのサービス提供依頼
- (9) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、山道、河川敷等出動車両の通行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域

2. 自転車修理の際の部品代は加入者等の負担となります。

第40条 (免責)

SC又は自転車レスキュー提供会社は、故意または重大な過失がない限り、以下の事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

- (1) サービス利用の際に生じた自転車の損壊および人身事故等の損害
- (2) 天候や道路状況によるサービスの提供の遅れまたは現場に到着できない場合の損害

第41条 (付帯保険)

1. SCは、自転車レスキューの加入者に対し、SCが締結する傷害保険を無償付帯するものとします。
2. 自転車レスキューの加入者は、SCが締結する豊通保険パートナーズ株式会社を取扱代理店、三井住友海上火災保険株式会社を引受会社とする傷害保険に自動的に加入し、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の詳細は「スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー 付帯保険について」に定めるとおりとします。

付則 (平成28年10月1日)

この約款は、平成28年10月1日より施行します。

別表 1

利用料金

スターキャットくらし安心サポート	ホームレスキュー	月額400円（税抜）
	自転車レスキュー	月額400円（税抜）
	ホームレスキュー& 自転車レスキュー	月額560円（税抜）

スターキャットくらし安心サポート ホームレスキュー サービス内容

項目	概要	回数	加入者料金
駆けつけサポート	緊急時のかけつけ 出張費・作業費 0 円		
鍵のトラブル	鍵の開錠、鍵の交換等	無制限	一般作業料・ 基本出張料無 料
水回りのトラブル	トイレのつまり、配管の洗浄等	無制限	一般作業料・ 基本出張料無 料
ガラスのトラブル	窓ガラス破損による交換等	無制限	一般作業料・ 基本出張料無 料
電気のトラブル	突然電気が消えてしまった場合の対応 等	無制限	一般作業料・ 基本出張料無 料
建具のトラブル	ドアクローザーの調整等	無制限	一般作業料・ 基本出張料無 料
在宅確認サポート	会員様宅への在宅確認	年 1 回	無料
ハウスキーピングサ ービス	通常価格からの割引にて提供		
ハウスクリーニン グサービス	エアコン・キッチン・浴槽等のクリー ニング	月 4 回	30%OFF
家事代行サービス	掃除・洗濯・片付け等	月 4 回	30%OFF
衣服宅配クリー ニング	衣類の宅配クリーニング保管	月 4 回	30%OFF
靴宅配クリー ニング	靴の宅配クリーニング保管	月 4 回	30%OFF
電球交換	蛍光灯などの交換作業	月 4 回	一般作業料・ 基本出張料無 料
暮らしの相談サービス			
近隣情報のご案内	お住まいの近所の情報検索等	無制限	30 分以内相談 料無料
電気のトラブル	ブレーカーが落ちたなど電気に関する トラブル相談	無制限	30 分以内相談 料無料

ガス・給湯器のトラブル	お湯が出ない、コンロがつかないなどのトラブル相談	無制限	30 分以内相談料無料
PC のトラブル	ソフトウェアの使い方相談等	無制限	30 分以内相談料無料
健康相談	健康に関する電話相談	無制限	30 分以内相談料無料

スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー サービス内容

項目	概要	回数	加入者料金
自転車修理サポート	緊急時のかけつけ 出張費・作業費 1回 1,000円 (税込)		
自転車のパンク修理	パンクの修理	無制限	1回 1,000円 (税込)
自転車のチェーン外れ	チェーンのはめ直し等	無制限	※作業費・出張費・カギの
自転車のカギ紛失・故障	カギの開錠等	無制限	解錠・チェーン調整・パンクのパッチ修理までは上記金額に含まれます。

スターキャットくらし安心サポート 自転車レスキュー 付帯保険について

1. 補償の概要

被保険者が補償期間中に交通事故によりケガを被った場合、又は日常生活における偶然な事故等により損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。なお、「交通事故」とは、次の事故をいいます。

- ① 運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故（*）
 - ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故（*）
 - ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置又はその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
 - ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等又は工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。）（*）
 - ⑥ 交通乗用具の火災
- （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

※「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等をいいます。

2. 被保険者（補償の対象となる方）

加入者本人、本人の配偶者、本人又は配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

なお、個人賠償責任保険金においては、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

3. 補償期間

「自転車レスキュー」の利用開始月の1日の午前0時から1年後の午後4時まで。

※「自転車サポートコース」に加入している間は補償が継続されます。

4. 保険金額

傷害入院保険金（日額）：1,500円（支払限度日数180日、支払対象期間180日）

個人賠償責任保険金：1億円

5. 万一事故が起こった場合は

万一事故が起こった場合は、取扱代理店までご連絡ください。

事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

6. その他

6. その他

この保険は、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社が契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社が引受保険会社となる団体総合生活補償保険（交通事故危険のみ補償特約）の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。また、引受保険会社の商品改定等により、今後補償内容が変更となる場合があります。

<補償の内容等>

保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払い額
傷害入院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合	入院日数×1,500円 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。
傷害手術保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合	①入院中に受けた手術の場合 15,000円 ②①以外の手術の場合 7,500円 (注) 1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

保険金をお支払しない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金及び 傷害手術保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●戦争、その他の変乱、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
個人賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

	<ul style="list-style-type: none"> ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

※上記は補償内容の概要を説明したものです。補償内容についての詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください

<p><取扱代理店></p>	<p>豊通保険パートナーズ株式会社 市場開発部開発グループ 愛知県名古屋市中村区名駅 4-4-10 名古屋クロスコートタワー8F TEL : 052-584-4756</p>
<p><引受保険会社></p>	<p>三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第一部第一課 愛知県名古屋市中区錦 1-2-1 TEL : 052-203-3061</p>